

電子政府ガイドライン作成検討会・セキュリティ分科会（第1回）会合
議事概要

1. 開催日時：平成20年10月17日（金） 15：30～17：30

2. 場所：内閣府別館9階会議室

3. 出席構成員：

辻井セキュリティ分科会主査、佐々木セキュリティ分科会主査代理、
荒木構成員、岩下構成員、宇賀構成員、國井構成員、小松構成員、猿渡構成員、
中尾構成員、満塩構成員

（オブザーバー）（敬称略）

安心・安全インターネット推進協議会/日立製作所システム開発研究所 洲崎
セコム株式会社 I S 研究所 松本

（参加府省）

総務省行政管理局長屋行政情報システム企画課長

総務省行政管理局行政情報システム企画課北川調査官

総務省自治行政局市橋地域政策課長

総務省自治行政局井上地域情報政策室長

総務省自治行政局市町村課村山専門官（代理）

総務省情報流通行政局情報流通振興課新井情報セキュリティ対策室長

総務省総合通信基盤局山内電波利用料企画室長

法務省民事局小川民事第二課長

法務省民事局相澤商事課長

国税庁長官官房上斗米企画課長

厚生労働省大臣官房統計情報部企画課佐々木情報企画室長

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課佐々木補佐（代理）

厚生労働省職業安定局雇用保険課澤口補佐（代理）

社会保険庁総務部総務課澤田情報企画調整室長

経済産業省商務情報政策局情報経済課三角情報セキュリティ政策室長

4. 配布資料

資料1 セキュリティ分科会の運営について（案）

資料2 オンライン認証と電子署名の目的と効果

資料3-1 不動産登記申請のオンライン利用状況

資料3-2 e-Taxの普及に向けた取組と現状等

資料3-3 無線局免許申請等における電子申請の現状

資料3-4 公的個人認証サービスの利便性向上に向けた取組

資料4 海外の電子政府における認証・署名の状況について

資料5-1 検討課題及び論点（案）

資料5-2 検討の進め方（案）

資料6 今後のスケジュール等（案）

5. 議事概要：

○資料1のとおり、分科会の運営について説明が行われ、了承された。また、主査から佐々木構成員が、主査代理に指名された。

○資料2により、認証、デジタル署名、電子署名等の用語の定義の説明が行われ、以後、用語については原則、本資料に基づくこととされた。

○資料3-1から3-4により、各省庁からオンライン申請等の現状に関する説明が行われ、以下のような質疑応答が行われた。

- 国税手続きでe-Taxによらず、従来の紙での手続きの場合、実印、印鑑証明書、住民票等が必要か、また、税務署ではどのように本人確認を行っているのか。
 - 実印か否かなど印鑑の形式は特段の規制はない。税務署での本人確認は、申告に必要な領収書、源泉徴収票などで行っており、そういった書類が無い場合は、本人確認書類の提示を求めている。
- 無線局免許等申請では、電子署名からID・パスワードによる申請に切り替えた後、申請者を取り違える等の事故はどの程度発生しているのか。
 - 今のところ問題は確認されていない。

○資料4により、海外の電子政府における認証・署名の状況について説明が行われ、以下のような質疑応答が行われた。

- 米国では、サービスのリスク評価をどのように行っているのか。
 - サービスを構成する個々のトランザクション毎にリスクを評価し、そのなかで一番高いものに合わせて保証レベルを決定している。このリスク評価プロセスのツールも提供されている。

○資料5-1、5-2、及び6により、検討課題と論点、検討の進め方について説明が行われ、以下のような意見が出され、次回、再度検討を行うこととなった。

（検討の進め方について）

- スケジュールの順序として、最初に新しい方式を考えるとしているが、どんな課題があって、どんな要求事項があるから、ある方式が良いか悪いかを判断できる。手続毎の要件整理やリスク評価を先出しして、この結果に基づいて議論してこそ、新しい方式が見えてくるのではないか。

(検討対象について)

- 国民のニーズは手続きによって、オンラインが適切なもの、対面が望ましいもの等、さまざまであり、国民ニーズの本質をとらえてオンラインの利用状況を考えるべき。オンライン申請率向上だけが自己目的化するのでは本末転倒である。
- 行政手続きのオンライン化の目的は業務の効率化であり、オンライン申請率がいくら高くても、それをプリントアウトして事務処理を行えば、何ら業務効率につながらない。国民の利便性の向上とともに行政コストをいかに圧縮するかという原点に戻り、何をどこまで、どのようにオンライン化を推進するのかを、考えるべき。
- 国民と行政との間で申請ではなく、健康に関する情報等、個人情報を含む行政情報へのオンラインによるアクセスを求めるニーズが相当ある。ただし、個人情報の提供には極めて高いレベルの配慮が必要。今後、オンラインによる新たな行政サービスとなりえる手続きも見据えた検討を行うべき。

(方式について)

- 公的認証サービスについては、これほど安いコストで信頼性の高い電子証明書を全国で発行できるというのは世界的にみても例がない。この既存資産を活用してより優れた方式を目指すべき。
- 電子署名法の推定効の範囲について確認すべき。
- 電子政府のシステム設計・運用を考えると、電子署名された文書の長期保存を容易にするため、現物の書類の保存期間と、署名、証明書の保存期間がずれないようにすべき。
- オンライン申請については、漠然とした不安感を持っている人が多く、電子署名より簡易な方式とした場合、さらにその不安を払底できるような技術的検討や啓発活動を行わないと、オンライン申請の普及につながらないのではないかと懸念される。

以上